

大阪つばさ奨学基金 同意書

1. 必要書類及び提出時期

下記の表のとおり、必要書類を提出していただきます。

時期	提出書類
令和6年12月25日 までに提出	① 同意書（原本）
	② 生計維持者の収入を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写し、課税証明書等）のコピー（直近のもの） 又は 事情説明書（生計維持者の収入を証明する書類が提出できない場合には、その事情を適宜の用紙に記載）
進学先が決定したとき	③ 届出書（原本）
	④ 振込先口座の通帳のコピー *金融機関名、支店、口座番号及び口座名義が分かる箇所のコピーをお願いします
入学後、速やかに提出	⑤ 在学証明書（原本）

2. 奨学生採用

- (1) 上記1の①～⑤の書類を全て提出していただいた場合、正式に奨学生と決定します。
- (2) 令和7年4月時点において、進学先（大学、短期大学、専門学校）が決まらないときは、奨学生とはならず、奨学生採用候補者の地位を失います。

3. 奨学金額及び給付期間

- (1) 奨学金額は月額5万円とします。
- (2) 奨学金の給付は、大学、短期大学、専門学校の入学月から開始し、卒業又は退学等をもって終了します。
- (3) 奨学金の総額は、進学先の学校の卒業に要する最短年限（例：4年制大学の場合には4年）に月額5万円を乗じた金額を上限とします。
- (4) 奨学生が休学、留学又は長期にわたって欠席したときは、その期間、奨学金の支給を停止します。
- (5) 以下の事由に該当し、当基金が、奨学金を支給するのに適当でないとしたときは、奨学金の支給を停止又は終了します。

- ①奨学生の学業又は修学状況の悪化
- ②経済状況の急激な好転
- ③経済状況を偽る等事実と異なる届出をした場合
- ④奨学生が非行等を行った場合

4. 奨学金の給付方法

- (1) 奨学金は、原則として年3回4月・8月・12月にそれぞれ4カ月分を奨学生が指定する国内の本人の口座へ送金します。なお、毎年4月の送金は、必要書類（1回目の送金は上記1の①～⑤の書類、それ以降は下記5の①～③の書類）を全て提出していただいてからになります（書類の提出が遅れると、4月中に振り込みができない場合があります。）。
- (2) 在学期間に端数月が生じた場合は月割りで奨学金を給付します。

5. 奨学生の状況の報告

奨学生には、各年度4月20日までに（初年度を除く）、下記の書類を提出していただきます。

- ①成績証明書（原本）
- ②在学証明書（原本）

③生計維持者の収入を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書の写し、課税証明書等）のコピー（直近のもの）又は事情説明書（生計維持者の収入を証明する書類が提出できない場合には、その事情を適宜の用紙に記載）

6. 異動の届出

- (1) 奨学生は、次の各号の一に該当することとなった場合には、すみやかにその旨を本基金に届け出ていただきます。
 - ア. 休学、復学、転学、留学、留年または退学したとき
 - イ. 停学、除籍その他の処分を受けたとき
 - ウ. 本人または保護者（親権者、未成年後見人等）に氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (2) 奨学生が死亡したとき、または病気その他の事由により届け出ることができないときは、保護者がすみやかに本基金に届け出ていただきます。

7. 奨学金の休止及び停止

- (1) 奨学生が休学、留学又は長期にわたって欠席したときは、その期間奨学金の支給を休止致します。
- (2) 奨学生の学業及び修学状況又は経済状況の好転等により奨学生として適切でないと認めるとき及び経済状況を偽る等事実と異なる届出をした場合は、奨学金の支給を停止します。

- (3) 上記3(4)、(5)に該当し、もしくは、退学によって、奨学金の給付を受けることができないにもかかわらず受領済の奨学金がある場合には、当該事由発生以後に相当する金額を、速やかに本基金に返還していただきます。

8. 資格の喪失

奨学生が、大学、短期大学、専門学校を退学した場合、奨学生の地位を失います。

以上、同意致します。

年 月 日

氏名： _____